

資料3－2

本資料は、年金記録問題に関するアンケートのうち、社会保険庁の元部長以上の職（長官、次長、総務部長、運営部長等）にあった者（47名）からの回答です。

なお、個人が特定される可能性がある部分についてはマスキングを行っております。また、回答票2の提出がなかった者があります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申請主義に対し、大幅に賃機主を導入する（夫の加入年度変更に伴う妻の年3ヶ月保険料の免除）

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和48年頃、年金手帳のスタート時点で、総額12万3
氏名変更により記録がつりかかるのではないかと心配が
多かったなどから、年帳の必要性が諒識されていた。
また、その後にあいつ日・年金記録にはうつは業務
センターの専管業務であると考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金手帳は、制度的にはまだ不十分なものでは
あったが、それでも意味あるものと考えていた。結局、
基礎年金等で最後的には解決されるものとは
思っていたが、しかし申請主義の問題などを考慮して
いる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されたりする事柄で、気になっていた具体的な事実を二、三挙げよ。

1. 被保険者の資格を証明し、記録の大切さを知らしめる役割を果たす年金帳の大切さについて、これまで審議会答申でも述べられ、当局が周知に努めてきた等だが、この紛失あるいは重複所持はどうなっているか。被保険者側にも自主努力の責任があるのではないか。
2. 在職者全員が受給あるいは増額のために資格喪失(パート化)、被保険減額を希望し、実行している(時には逆反)事例がかなりある。記録を訂正すると年金返納になるのではないか。
3. 国年の仕事加入者は、保険料の納付を怠ると資格喪失による規定があった等。丁知りなうちに脱退、との報道が役所の落度のように言われているが、当局や職員はよく説明しているのかどうか。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・「解決」は難しいのではないか。当局は最大の努力を払うべきだが、行政庁として出来ることは限度がある。
 - ・報道機関、諭誨からすると、「解決」とは「不満の解消」と言いつてあるが、完全にこれが叶ふことは思えない。
- (理由)
1. 被保険者側の思い違いがある。たとえば、国保料半額の納付を国年保険料納付と錯覚している者がいる。
 2. 厚年記録は、事業主の届出に基づいているが、この届出が真正でないかも知れない。氏名、年齢を確認しない口座入れ、保険料を控除したための報酬(届出額)の改定など。
- ・「解決」する方針公表はすべきだ。
 - できることを地道に実行し、努力を知らしめることしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者にも 事業主にも 資格記録が 将來の 年金給付の基礎となる重要な資料であるとの 認識が 薄かった。
これが、資格を証明する 被保険者証、年金手帳を重複して取得、保持し、あるいは廃棄する 者が 多数存在したこと。
- これは、[REDACTED] に 知った。当月車[REDACTED]勤務。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 被保険者が 自分の資格記録を 正確かつ容易に 知り得る 構造組織の構築 (体制およびシステム) が 基盤となるので、そのため オンライン・システムの 運営に 努めた。
- 反省点としては、記録における 資源量 (予算と人員) が 決定的に 不足していたが、査定当局の 理解を得られなかつたし、国策会議 (年度予算主義、定期削減) からも 困難だった。
社会保障内部では、記録問題は一部の部署の認識に止まり、組織全体の 問題意識は 希薄だった。これは、地方事務官問題が 最大かつ決定的な影響を及ぼしたと見う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長寿大臣のゴネ革命をして以後皆さんに精神一杯元気をもたらしてください。と希望します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[REDACTED] 県任にから年未満では、市の組織的
改革 [REDACTED] に追われ、年明けか。
うは OECDにおける [REDACTED] 社会保障大臣会議(けい)
準備は設立しておらず、年金記録問題について、
全く認識がありませんでした。
問題の存在を知ったのは、5ヶ月前からマスコミで
報じられたときから最初であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この数年車でマスコミ報道を知ったところなので、どうぞ
市へお問い合わせをしたりお問い合わせし、年金特別便りと
社会保険行政の連絡、市議会に出席するなどです。
この上位な大きな問題があるのに全く気が付かなかったの
は何故なのか、これがなぜ反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、厚生省在職中、医療保険の業務には長い間従事(まことに)いたが、年金保険については、企業年金(^{の企画})に半年だけ従事し、年金記録や企画や現業業務に従事したことはありません。従って、残念ながらご質問にお答えできる知識経験がありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民にとって不利益な点は是正すべきと思いますが、一方で年金不信の風潮があることは好ましくないと考えられます、国民に向けて、年金制度の理解を深めるような方策を講じて頂きたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍中には、年金記録問題の大まく取上げられることは記憶はありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>Ⓐ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[REDACTED]

[REDACTED] 12 諸君 次の件でごめんなさい
[REDACTED] 知り得た事実と計12点 終了(めりありません)。

但し、昭和20～29年頃、同西地区のあります
の社会保険事務所にて25丁目 年金保険料の繰
り返し請求にて原廻亭處理の状況の一覧を
つけて説明を受け、原組の連絡上での問題
として、この事態に備えよ^{取扱のモラルの低下}と
管理、指導の甘さに葛嘆^{当時の}ござる^{ござります}
(平成20年5月頃、却過前の某回の結果も下玉と想ふ)

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確に安定期に子間に 2～3年の短期間中
で、人情、経済を挿入して一歩口解消下さい
それで思われる「政治生半身」が多少甘く見える
ことにつけて、同氏一般の理解は得られる
ことは(解消が遅いのは、この点12ヶ月未満)
是論^は多くてまでに十分なところと思ふ
それで年金記録の不完全の原因が、社会保険事務所の
社会保険事務所への油^ゆで云々^は原因^はある場合
(特に全年月持^て操作)につき、^と当初の^と現在の^と
責任について不同~~操作~~の名義も心も

(平成19年春頃、自民党の厚着けは
小形^{こがた}さみの添付^{そへ}を頂戴^{頂戴}す)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年2月頃、国会予算委員会のマスコミ報道等を通じ、社会保障庁への信頼の喪失
による重大問題であるとして議論を展開する
ところ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政会議等や報道の報道志向の悪化、
庁内からの指導の不足、政黨の年金制度改
善シナリオの既成の既成概念への前入説の
もとで、年金に対する個別の各年齢層への
説明、指導の徹底。

(石原氏)

- ①既成の既成 (管理本部会議の年金制度の実態を把握して、人材の研修を実施して下さい)
- ②制度改訂の目次 (年金制度の成熟度を見直して、アドバイスを進めて下さい)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金に ふりません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に 政府に つづくも しか まつと
努力です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題は、私は、よく、年金問題について、
数年前に新聞等の報道によ、て
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。
申請を怠つた組織が首領によると
思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している事をスピードアップすれば良いと
思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

□会議の際、
それを見ていた。たいたい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の " " で、注心を見ていた
たいたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ等を通じた普及啓発と年金通知を繰り返し家族すなむか重要ではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号を一元化していくことにより、適切な把握ができるようになりました。問題がみえることを知ったのは、マスコミ等を通じて報道をされて以降のことです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時としては、年金番号制度を通じて、適切なものとさせていくものと考えていました。その意味でピーレが今ではわかったかどうかという問題が残ると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

個人3, 4に閣連にて述べました。~~めぐ~~

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険業務を離れて [REDACTED] 以上過丁で
あり、され [REDACTED] て退職までの記
憶、判断力とも衰えないと自覚していますので
手段は申し上げることはありません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 昭和23〇年代初期に、過去の厚生年金の記録の整理を行い、その後直ちに至過にてないと承知していく。
(年金部長より)

② [REDACTED] 総務課
機械化準備室で、東京辦の記録のコンピューター記録へ障害があると言つてはと早く知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① (1) 国年金の事務は市町村に使つていいのか? 國難と伴うことが多いと推測した。
現状及び現状に至る至過を承知していくのが直見の述べようかあります。
(2) 年金の記録及び業務課では高齢者にあり、業務課長に伴てヨクにたつては悔やれます。

② 総務課機械化準備室と年金部業務課の業務との連絡調整を図ろうと共同で検討を始めましたが、双方のコンピューターは(業務課は日立、総務課は富士通)断念しては未練があつた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の完全な解消は難しいのではなか
ニ以人民为重視というところまでやつぱうえて、
社会保障番号の早期導入など将来に向む
きんとした体制づくりに全力を注ぐ方が
いいのではないか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在社中年金業務の適正化を理のための業務
執行体制の強化が必要とする認識はあるが、これが
年金記録に今いかれているような大きな問題
があるといふことはきいたことはなく、内題の認
識は全くなかつた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題はいろいろな要素要因が複雑に
からみ合って長期間に重なり合っておきたので
ある。取扱の意識、組織の運営にも一因
があつたとすれば、遺憾であり、当然改めよ
ければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実現可能な方策を着実に実施していく以外ないと
考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「年金記録問題」と呼ばれべき問題が存在していましたことを認識していましたし、職場で議論や検討の対象となることもありました。国会等で取り上げられ社会問題化して初めて知るところとなりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

人事や職場環境の閉鎖性が長期にわたって続いたところに基本的には問題があるのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あります。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者、被保険者の記録に統合できる仕組みの確立。一人一専門の徹底。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の者がによる管理のため、被保険者記録が統合されておらず、裁決の迅速化、被保険者サービスの向上が図れない。

基礎年金者の導入の議論の前後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金者の導入。

基礎年金者の導入の趣旨が徹底されなかっ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ① その人の年金番号は生涯変わらないで
あること。
- ② 人は必ずミスをするものであることに前提に
入力ミスを防ぐためのタグリセット制を作成して
期する。 (今のコンピューター技術とともにすれば、
機械と同じくタグリセット機能の発生)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金被保険者に湯沢町に備え、年金作業からオンライン化を進めたのは
どう(よう)なくなるまでの^{元の}共通認識のもとで、[REDACTED]
私としては、実際作業して頂く耳(員)員(若組)の理解、承
き得やく盡力いたしましたが、其後このような問題が生じた時は
思ひを任せられて。
未納については、保険料の特例支払を繰り返すなど、今は
おへりんと思っております

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ① 貨物④でたのむ問題には、国民年金番号反映という
反映が強かつたように思います。
- ② 国民年金が実現して、特に国民年金では
事務体制が追いつかなかつた面があります、
改正など
- ③ 国民年金も保険料の徴収が~~未だ~~未だです。年金は、再車両
の強化に使われるとかが強い反対運動があり、そのため年金支給
は、それが無い連絡手帳といふ面があります。
- ④ 着任交渉といい、施行され、(新規の車の運送やドライブ等)
現地管理職が、管理能力を發揮できぬ面もある

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「なし」

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- (1) 過去の不明な期間等については、^{該年度の追及として} 時限を限って
ある程度一括収めの等の立法措置を施行には
どうか
- (2) 地位職能の大中法人を始め、教育の充実又はその他の

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金局に直訴していくとき

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度的対応(基本権については特段と援用せず)
可能な限りについては対応して。
団体交渉の実績を重んじず、団体年金実現時に向けた
組合の反対ではなく、事務処理の体制づくりで十分でつかう
ことのあらわれ

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国会審議、報道等で知り得ている案件以外は具体的には承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大臣の指導のもとに序そしてその後継組織において計画的・効率的に全力で取り組むことが唯一の解決への道であり、その中で国民の意見がおおむね達成感ありとなってきた時期を逃さずにとらえて大きな政治判断を形成する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[REDACTED]府に勤務した関係から、[REDACTED]見ていただけであるため、この問題が存在することを知ったのは年金制度に[REDACTED]携わった[REDACTED]からである。公的年金制度がその本質を超長期にわたる加入者保険料納付記録個別管理システムに置いており、半世紀以上前の制度発足以来、特に当時からの情報処理技術からみて、当時の行政官の思慮分別からは長期の適正な管理は無理としか言いようのない制度・政策であったのを、時の大いな政治判断として導入した結果でもある。一方において今日の高齢社会にあって年間50兆円を上回る公的年金給付を支給できているからこそ何とか社会的安定が保たれていること、そこに国民全体の期待がかかっている。国民の信頼を取り戻し、公的年金を未来に繋げていくことが政府の重大な責任であるとの思いにたって取り組んでいかなければならない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時を振りかえれば、府の仕事に携わっていなかった以上、当時の対応はありえませんでした。現在の考え方は上記にのべたとおりです。今後、新年金局と日本年金機構に体制が別れた後に将来に向けて次第に顕在化するであろう反省点として、健康保険・厚生年金の適用事業所基準やパートを含む非正規労働者の適用基準の曖昧さがある。これまで府が行政庁であったがために第一義的にはその裁量に従うのが行政法的にはやむを得ずかつ正しかったのであるが、今後第一線を担う日本年金機構は行政庁ではなく、曖昧な裁量で収める権限がないために、その明確化が新年金局に重い課題としてのしかかってくることである。この周辺での年金記録問題が第三者委員会にも多いのではないかとも推察される。抜本的な新所得比例年金制度とその実務の検討の中で国民健康保険との関係も含めて回答を見出していくかなければならないと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長く申請主義の下で運営されてきた年金記録の確認には国民の皆様方のご協力が不可欠であり、ある程度時間のかかる地道な作業とならざるを得ない。これまでも行われている、

- 全員に送付される特別便や定期便での確認を再度徹底
- 無回答者への最低1回の電話や訪問調査の実施
- 第三者委員会の弾力的な運用（ただし、フリーライダーを排除する方策の併せての導入）
- 記録改ざん等が明確な記録については早急に原状回復
- 同一人に2つ以上の付番がされているケースの早急な名寄せ 等といった作業を丁寧に着実に実施していくしかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[REDACTED]所管事項説明の際、社会保険業務センターの当面の課題の中で、基礎年金番号が同一人に2つ以上付番されているケースが相当数あり、計画的に名寄せ作業を実施しているが、ホストコンピューターの通常の業務処理の合間に縋っての作業のため、さらに数年を要するとの説明を聞いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を複数持つ人の年金記録が分散している可能性をそのとき初めて知ったが、少なくとも年金裁定時には必要な名寄せが行われるものと理解。ただ、その前の段階でもできるだけ早く番号が統一されることが望ましいのは当然であり、計画通りに名寄せ処理が行われるよう要請したものと記憶。

その後、長期保険の根幹というべき正確な記録管理に問題があったことが明らかになるという年金制度への信頼を大きく損なう事態の発生に対し、社会保険業務に係わったものとして国民の皆様に心からお詫びしなければならないものと認識。反省点としては、国民の老後を支える大事な年金記録をお預かりしているという意識の徹底が十分図られていなかった点はもとより、途中経過はさておき、受給者も確認の上で行われる年金裁定時の名寄せで最終的には記録が繋がるはず、ということに過度の期待を寄せすぎていたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に存じません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

たいへんご苦労の多いことは思いますが、被保険者、
受給者の利益確保のため、現在行われている諸方策の
一層の推進を期待しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題の発生は、全く予見できませんでした。一昨年末の報道等により、この問題とは初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民生活上の年金の重要性については、つとに強く認識していました。高齢人口の増加、年金受給者の急増傾向にかんがみて、オンライン化は必須のことであり、職員組合などからはいわゆる反対運動もありましたが、その実際には精一杯の努力をいたしました。それだけに、このような年金記録問題の発生は残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> a. 本府部長級以上 <input type="checkbox"/> b. 本府課長・室長・企画官級以上 <input type="checkbox"/> c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 <input type="checkbox"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長 <input type="checkbox"/> e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当問題を明確と対象、検討すべきかわかれますから。
もとの方針の明確かつ計画的な実行へ行われること
を祈ります。

個人の変更を付けてかねさせいたたさると、膨大な
多様な個人情報を半永久的に管理・保存する業務で
すから、同様の情報を他の公的システム(たとえば、住民基本台帳、
細報、労災保険、自動車運転免許)と連携して、データベース
に蓄えてしまうと、テクノロジーやデータ構造がはなれてしまう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中に現在知らぬままの年金記録問題があつたことを認識していません。
もう論年金記録業務の重要性は認識していましたが、具体的な問題が上ってくるまでは気が付かず記憶にありません。
したがって、2年前の問題発生によってやっと認識するようになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録業務の重要性は理解しているつもりで、担当部署から要望等をもって部署人員等の業務支援を行なはねばと思ふが、今まで業務の実態、問題などを観察、勉強すべきであったと思ふます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	(本 庁)
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道で知ったこと以外はありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細を知りませんので、良くわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金番号の附着業務からはじまりました。ハラハラの記録で一本化するという趣旨で理解していました。当時はまだ、作業中で、このような形で問題になるような状況にあるとは思っていませんでした。
このような状況は退職後の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

詳細を知りませんので、どのようなことを言えるかわかりません。

しかしながら、年金番号を付けることからこのような問題が顕在化したと思ひますので、当時の作業のものは意味があったと思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインへの入力ミスや入力漏れだけでなく、改ざんされた記録などもあることから、①保有する台帳との照合を可能な限り進め、ねんきん定期便等による照会働きかけを繰り返す、②年金記録確認第三者委員会を通じて救済する、などの方策を引き続き講ずることによって、給付に結びつく年金記録の回復を粘り強く図っていくことが必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中には、年金制度成熟に伴う業務増大の中、迅速正確な年金相談・裁定、効率的小務処理を行うために急がれた基礎年金番号制度の導入に携わった。過去記録整理（給付に結びつく記録の基礎年金番号への統合）は、年金受給者は裁定時に適正になされているはずなので、被保険者について計画的に進めることにより、最終的には裁定時に対応できると思っていた。

平成19年の「5千万件の未統合記録」の報道以降に、年金受給者についても未統合記録があるという問題を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任中は基礎年金番号の導入などに精一杯取り組んだつもりだったが、今にして思えば、取り組みが十分でなかったと反省している。

関係者のご尽力と国民の皆様の協力で年金記録問題が解決されることを願っている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

社会保険庁 総務課長 略

1. 本アンケートは、社会保険庁の終了を控えて、意義のある企業と思いつますので、協力するのに躊躇はないのですが、一実、アンケートに回答しない方にについてその氏名を公表する措置を加えたことは、余りにセンスが悪いのではないかとうか。

気骨のある人は反撥するでしょうし、また、万一、非回答者の氏名を公表したことによって起因して、その人が第三者から、いやがらせやテロ行為を受けるような事態が発生すれば、厚生省の責任は重大です。当該文言は撤回されることを望みます。

2. 本アンケート回答に関連して、私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。

本アンケートに廻し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に既に知られているかも知れないと、

1. 社会保険庁における職員の教育が不十分であった。

根本は人材不足である。

社会保険大学校における優秀な人材の養成・雇用システムが、当初は機能していたが、その後、労組の関与によって弱体化した。等々。

2. 厚生省全体としての、企画・法令部内優先、現業部門の相対的輕視の風潮があつたとの影響があると思う。

3. 公的年金制度については、~~多く~~毎年改善が行われてが、制度の実施を担当する現業部門が、この改正の対応事務に多くの人手と予算をさかなければならなかることも、本問題発生の一因と思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金制度改革は、その時々の国民生活上の要請に応じて、政府と立法府が必ずしも要と判断して行うのであるから、改正された制度への切換え事務を現業部門が円滑に実施するためには必ずしも人員、予算の手当を確保することもまた必要であると考える。

2. 年金記録等 日常の年金行政事務のチェックシステムが、十分に機能するための予算と人員を今後とも確保されるようお願いしたい。

本アンケートに肉レ、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 文書による記録が戦災等によって焼失したり、水浸しになつたものがたり、会社・事業所に照会して再調査したが完全には把握できていない恐れがあることは聞いていた。
2. 現在明らかにされつつあるような問題について知つたのは、残念ながら、平成15年頃、多くの年金未納問題が報道された時からである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 質問3であげた問題については、年金裁定時に勤務経歴に照して再調査することによって補正できると考えていた。
2. 新の退職後に明らかにアコフニコトニアリでは、在職時には、認識していないからだ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとの申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなお意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというように思っておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題への取組を開始してから2年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～40年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと（特に名寄せ便）、各種の記録解明作業の更なる推進（旧姓情報や払い出し簿等に基づく確認）、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示（セキュリティー・プライバシーには十分配慮の上で）を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせての解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となつたことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならぬとの考えを持ちました。それから間もないに、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、それら対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(8) でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。[REDACTED]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[REDACTED] この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますように、いくつもの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に取り扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを認知し是正するシステム的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方方が貫かれていなかつたことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務遂行についても、不可避的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかつたことが指摘できます。社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高いな業務を目指す改革等に取組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行う観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理の迅速な把握と除去を含む業務改・業務改善、とりわけプロジェクト管理の徹底を行い、年金に対する信頼回復につないでいくことが極めて大切な課題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

つ し

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- (1) 年金受給者へ年金支給の権限とよって
① 月行の月の期間
② その期間の行動地及び居住地
を明らかにすること。年金基礎として期間を定め
ても受給者は判断できない。
- (2) 受給申請をしたが本人の同意を得て
子供や同僚等はそういう事実を承認している
場合が多い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題についてなかったし、たぶん、それが3年前
から以後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

3万円位。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 Ⓐ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点の問題状況等を十分承知していないこともあり、コメントは差し控えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題は報告等もなく、全く気が知りていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で過去のことを見る場合、前提条件等の問題も関係すると思われるうえでコメントに差し控えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在講じられている方策を引き続き講じていくべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

調査依頼書において例示されている年金記録問題は、在職中
[REDACTED]に明らかになったものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別相談体制の構築など与えられた予算、権限の範囲内で問題の解決に努めた。

記録の誤りは必ず生じることを前提に、正確な記録を被保険者本人に定期的に通知し、早い時点で訂正していく体制（社会保険料控除証明に添付する国民年金の納付状況やねんきん定期便など）の構築が遅れたことを反省点と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」が、終の归宿を意味するならば、いずれにせよ本人の記憶の裏面を基に調査すればいいと見えますが、既に行なっている年金記録の通知における回答を基にした調査の努力が叶わなければ見い出せます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※印にてこれら年金記録の問題のうちコンピュータ化されて
いる部分を切り、年金収支明細書に照合するに便利
に而てのみとの説明を付けます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピューター化されており受け取った年金記録工事統合
見本から原原本と見えられるので、被保険者等の記憶を
実感を端緒とする方針を採りるために収入差額料の収会調
査でやむを得ずと考えれ。現在、当該年金収支明細書前回
併記して記録の通知を行なうことを検討していなことをあ
リ。この記録の通知が制度化されれば、年金収支明細
書の欄間に年金をもつて照合が可能となる考えれ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知してない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、考え方を実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 現在年金記録問題とされている事項は、近時問題提起されたまで承認していかない。

2 なあ、職業戦闘での業務の正確、迅速、難易度が特に業務処理の基本的指針であってくには現在まで変わらぬと考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 審査性を捨てた上級の高い職場環境が必须であり、そのため、いかにも [REDACTED] をもとめることで [REDACTED] 、隠匿落中を踏まえ [REDACTED] [REDACTED] に従事して職場環境へ適応化に努めた。

2 今後とも、職業高齢組織にて上級の高い職場環境の確立に努力をべきものと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録回復の救済基準の大綱を緩和
また、二のよる調査をやさすら、今後の参考のために
年金記録の事務リストの処理、記録の取扱い
について、通知で指示された通りの事務処理を行ったかどうか、行われていなかったとすれば
なぜ実行できなかつたのか、当時の実態を知りうる
関係者に質してみるとことは真相の解明に役立つ
のである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付の裁定請求時に、疗の保有する記録と空合せ相違があるは直すという認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

そつ時々の記録の管理が正確厳格に行われていなかったが年金計算の管理の前段になるといつ厳密を守れないでいたのは反省の余地がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上</p> <p>b. 本府課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実情を知らないので 提案することは~~ない~~
ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前、ある株式会社の清算事務所に勤務して15万人に及ぶ株主名簿を管理し経験から、年金記録の説明を受けたとき、カタカナ式で個人名を記録識別することに疑問を投げかけた。生年月日と併用するから大丈夫とのことであったが、漢字を使う日本人の名前は、同音異人はあるか、同名異人もありうるか、もう少し細かい注意が抜けなかつたのか、悔やまれてなりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じております。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便の選択、年金記録確認第三委員会による
審査と斡旋、オンライン上の記録と台帳との照合など
既に様々な方策が実施され、まだ実施が予定されていると
理解しております。これにはかかるべき新たな有効的な
方策はない浮かびません。これまでの方策を今後とも
全力を挙げて実施していくことだと思ってます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、一昨年来、年金記録問題として大きな社会的課題化した諸事象については、組織を挙げて取り組むべき大きな課題として認識しておりませんでした。この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられ、マスコミが大きく報道されたときに、一昨年のことになります。

在籍中は、社会保障庁挙げて取り組んだ「オンライン化計画」の実施、そして、過去記録の整理という課題はあくまでの基礎年金番号導入の取組目次にあって、確実な記録管理とそれに基づく年金支給決定への進捗や開かれどものと認識しておりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一昨年来、年金記録問題として取り上げられた各種事象について、このような気がりを持つ大きな問題として在籍当時認識していなかったことは本気に不明の至りであり、反省しておりません。

思い返してみると、年金記録は過去何十年もわたる記録でありますので、当然複雑なケースや日々存在することとは在籍当時も認識しておりませんでした。そしてケースレーフキチ等も、年金裁定請求時に請求者の方々の話を十分伺いつつおこなうことにより、記録がこの段階で基本的きちんとしたものになっていた、こうした思い込みが私にはあったかと思います。

今にして思えば、事業実施官庁である社会保障庁にありますから、現場における「適用・検査・監視・記録管理」の業務の実態把握とそれを踏まえた事業運営という、最も基本的なところの取り組みが私自身、そして組織としても本気に下十分だったと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間では殆ど言及されていないことだが、年金記録問題発生の最大の要因は、いわゆる国民統一番号（年金制度内の番号ではない）の設定なしに年金制度をスタートさせてしまったこと（制度設計の欠陥）。被保険者が複数の年金番号を持っており、戸籍や住民票と異なる生年月日等を登録できたりするシステムでは、完全な記録管理は難しい。それに制度整備後相当期間はコンピュータもない時代であったことを考慮ないと正確な認識は得られないということ。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の現時案の管理（整理）状況を知らないので、お答えできません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1の回答のとなり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(制度論は別に12) 現業界といふべきことは、受給者が急増する前に、業務のオンライン化を実現してきるだけ記録を整理し、そのうえで不備と思われる記録については、被保険者の協力を得て、受給申請までの間に計画的に補正を行くことだと考へていた。

一部の強引な対応により、オンライン計画の早急な実施が妨げられること、「新導入過程で入力作業に正確さを欠く事例」が生じたことが悔やまれる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまで指摘されていない問題は、現時点では承知していない。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 基礎年金番号に未統合の記録については、ねんきん特別便を軸に解明・統合を進めてきたが、未回答者等へのフォローアップ、地方自治体の協力を得ての取組み等、引き続き解明・統合に努力する。また、再裁定等について迅速な処理に努める。
- 年金記録の正確性の問題については、電子画像データ検索システムを活用して紙台帳とオンライン記録の突合せを効率的に実施する。また、遡及訂正問題に関して、ねんきん定期便や受給者お知らせ便の活用等により被害者の権利回復に努める。
- 今後同様の問題が発生することをできるだけ避けるため、ねんきん定期便やインターネットによる年金記録の確認等、被保険者のご協力もいただきながら、記録の正確性を期す。
- いずれにしても、年金記録回復委員会のご議論を踏まえ、的確に対応する。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 現在指摘されるような年金記録問題があるとの認識はなかった。
 - 平成9年に基礎年金番号が導入され、その段階で複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出いただき基礎年金番号との統合を行ったが、私の在籍当時も相当数の過去の記録が未統合のままとなっていることから、複数の番号を有すると思われる者に対し、社会保険業務センターを中心に計画的に照会を行っていた。また、基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消も課題であった。
 - 過及しての記録の訂正については、問題事例があったことは聞いていたが、個別の問題事例としての対処が既に行われていたとの認識であった。
-
- 既に一連の年金記録問題が明らかになっており、対策が進められていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現在指摘されている一連の年金記録問題についての認識を当時持っていないことについては、今から考えれば反省しているし、年金については受給資格を得て裁判を受けるときに記録をきちんとすればよいとの感覚を私自身も有していた。ただ、裁判の時を待つことなく記録を確認することができるようになることが必要との意識は当時もあって、58歳時の加入記録のお知らせやいわゆるポイント制の準備に着手することとしていた。

(この問題についての反省点)

- 年金記録問題は様々な側面があり、それぞれ反省点はあるが、現時点を考えると、主な反省点として次のようなものがあげられると思う。・保険者である社会保険庁の言うことは正しいとの意識が強く、お客様である被保険者、受給者の目線に立った業務ができていなかったこと・年金記録の管理、給付は、社会保険業務センターの問題であるとして、社会保険庁全体の課題であるとの認識に乏しかったこと・制度の建前と現場の運用のギャップについての意識が希薄であったこと・地方事務官時代からの伝統でローカルルールも残っている中で、それを統一してガバナンスを効かせていく努力が不十分であったこと・組織全体の情報共有、意思疎通が十分でなかったこと

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	[REDACTED]
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・ <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

終戦があの後の方の手書きや複数か読みにくく
であります。マイクロフィルムにあって収集する年
をとるのに苦労いたる。 [REDACTED]

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険審査会の判例がいくつかあつたと
思うから、本人の給与からは厚年保険料を
とり、会社の経費に使つてしまつて社会保険
料には、保険料が入っていないかケースか調査
の結果明らかにならなければ何件かある
筈である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

純木成化の必要が認められ、福祉年金を国民年金導入統合に、やがてのための計画等が詮議され。[REDACTED]として
つとめな。それでコンピューターに互換性がある。コボルの断線をつき、ソートを組んでやがて互換性をもつて、詮議をひき、予算と実戦を繋ぎ大体10年計画と見込み 約10年間で年金 on line がひきこむ等

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

戦後の大連野原からく萼か15年で国民皆得保
障年金体制をつくれか 医療保険はともかく
(それなり医療費と国庫はあった) 年金について
1次を拿 無職者で、年金に限る月の保険料
か100円か150円で年金めぐれに無理かねやれ。
市町村では保険料原資が不足する
医療保険(国保)に充当し、国民年金は年金内
にうる 保険料を落として、またに貯まる
ご協力、ありがとうございました。

（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）
（十一）
（十二）
（十三）
（十四）
（十五）
（十六）
（十七）
（十八）
（十九）
（二十）
（二十一）
（二十二）
（二十三）
（二十四）
（二十五）
（二十六）
（二十七）
（二十八）
（二十九）
（三十）
（三十一）
（三十二）
（三十三）
（三十四）
（三十五）
（三十六）
（三十七）
（三十八）
（三十九）
（四十）
（四十一）
（四十二）
（四十三）
（四十四）
（四十五）
（四十六）
（四十七）
（四十八）
（四十九）
（五十）
（五十一）
（五十二）
（五十三）
（五十四）
（五十五）
（五十六）
（五十七）
（五十八）
（五十九）
（六十）
（六十一）
（六十二）
（六十三）
（六十四）
（六十五）
（六十六）
（六十七）
（六十八）
（六十九）
（七十）
（七十一）
（七十二）
（七十三）
（七十四）
（七十五）
（七十六）
（七十七）
（七十八）
（七十九）
（八十）
（八十一）
（八十二）
（八十三）
（八十四）
（八十五）
（八十六）
（八十七）
（八十八）
（八十九）
（九十）
（九十一）
（九十二）
（九十三）
（九十四）
（九十五）
（九十六）
（九十七）
（九十八）
（九十九）
（一百）

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

職場の變了度江新川へ寄りて松井
方の市内を廻して、市内を調べ、矢作
駅周辺を見て同一書店は続出で午間
が出来、東京都立當時農村部から
半年出たせり。半年準備著といふ例
加多しと見て、市内も考へて、跡地
より丸橋はあつた。[REDACTED]也例見とる也
冬場の半年近く毎年に入らす毎年金
の支拂ひが無い。更除ひ已仕方ある
ひ手続だけとれ」と皆第一回以降も
か正確か否い。がつと年金にかかる中止
輸送ひ事務所の業務かわからぬ
くわろい。
これ以上道理

担当者ひ手当させよ

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上 <input checked="" type="checkbox"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上 <input checked="" type="checkbox"/> c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 <input checked="" type="checkbox"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長 <input checked="" type="checkbox"/> e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よくに承知してます。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時のことをより現在行なわれて
いるように、年金記録の照合を中心には
着実に進めていくことが最も大事である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

急増する年金受給者等に対応する裁定
や相談を円滑に実施できるよう努
め努力体制を早急に整備することが
重要な課題だった。もちろん、正確な
年金記録の整備はその前提であつた。
現在のように年金記録問題を知つた
のは最近のことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金受給者等への対応を円滑に
実施できる体制を整備するというこ
とに努力を傾注したのであるが当然
その前提となる年金記録が
現在のように状態になつたということは
誠に残念なことである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまでの問題についてお尋ね
以外のものについては、特にございません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決に向むけた方策の努力
については、本当にやりかねて思っています。現
在行っていること以外の方策は、私
としては考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- [REDACTED]
- ① 不復収支の年金番号の保持者から相当数が存在する
② 腹算簿の旧会帳の中や、エントリーに収録され
ていはずの記録が相当数存在する(二重
記録)。これが発見されたときに、それが
どうなれば、セントリーホームの物かはしていりまし
た。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険料全額として、原則的に取り上げ
努力する。いつか本筋に付けていて、深く反省
していくます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 1 国民、特にこれから保険料を払う人々へ、「年金制度は信頼できる」というメッセージを送る点に重点を置きながら記録問題解決に取り組むべき。そのため、①これまでの解決状況と②これからは問題は起きない、ことを特に若年層向けに明らかにすべき。
- 2 ①については、現在の社会保険庁ホームページの「年金記録問題への対応策の進捗状況」の6の未統合記録の解説の表を逐次新聞掲載するべき。
②については、基礎年金統一後あるいはオンライン化後は、関係者の故意による誤り以外の記録ミスは起こらないこと等を広報し、更に今後は年金特別便を全員に送付して誤りの場合は訂正できるので安心して保険料を払うよう促す広報を行うべき。
- 3 上記2は広報費を払っても行うべきであり、22年度予算は、この広報費のほか、上記2①の表にある1,028万件の開示を創めるための検討に使うべき。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。知ったのは、この問題が新聞報道されてから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点での反省点として、

- 1 5千万件の問題は、明らかになった原因を、庁として一貫して繰り返し国民に知らせるべきだったのではないか。原因は次のようなものか。
①基礎年金番号導入時の複数保持者を統合中であるもの
②本人の住所移動不告知等で不明のもの③記録媒体の変更時の誤り。
- 2 関係者の不正は、長年に亘って国税庁等でも起きていると考えられるが、1③と併せ、原因究明をして、今後の対応に資するべき。
- 3 原因は、次の部署の対応の検証が必要か。
①業務執行状況を内部監察する地方課(事業所適用状況、都道府県ごとで余りにもバラバラだった事務処理を含む)
②地方課及び地方に一人も1種がいなかったことに起因するところもあるとすれば本省及び本庁人事部局
③個々の事業所の社会保険適用の不明確さについて、本省の年金、保険及び労働部局
⑤年金記録の不備・不正が顕現すると考えられる相談や不服申立に対応した社会保険審査会、総務省行政監察局等

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a) 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務については、度重なる年金・健保制度改正への対応、5人未満事業所への適用拡大、資格の得喪、徴収率の維持向上、受給者の急増（100万人未満から3000万人超へ）、年金相談の増加、スライド改定等発足以来激増する業務と課題との闘いの歴史であったといつてもよい面があります。こうした課題に追われる中で、オンライン化の推進や業務課の業務センターへの組織拡充等を図るとともに、毎年職員数の増員に努めたところです。しかし、定員法の強い制約もあり現場業務量増加に見合った増員を確保できず、また肝腎の年金記録の管理についても業務センターや社会保険事務所任せになってしまって本庁として現場での記録ミス等を最小にするための十分なチック・検証体制がありませんでした。オンライン化についても多くの外部委託の専門技術者に頼らざるを得ず、自ら高度のシステム専門家なりデーター精度管理の専門家を持っていませんでしたし、7年金制度分立の下でデーター整理に必要な共通番号もありませんでした。その他様々な要因が重なって結果として大量のデーター不備を招来してしまったことは、かつて業務に携わった者として何かできることがなかったかとまことに無念でなりません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状況に通じていませんので、的確な解決策は持っていないませんが、二つほどご考慮いただければと思います。

- ① 戦災による年金記録喪失への対応や32年以前の低報酬の一括再評価による年金給付増の際の先人達の経験と教訓などを想起しての現場の実情を踏まえた政策的、実際的な解決策の工夫。
- ② 諸外国の年金事務に携わる職員数や国税関係職員数等（今や社会保険料の徴収額の方が国税徴収額より多い。また年金事務は毎月徴収というだけでなく新規裁定、給付、スライド改定、相談等多岐にわたる）との比較検討に立っての、あるいは新規裁定者や年金受給者等から要請されているサービスを提供するのに十分な職員が確保されているかといった観点からの適正職員数の確保。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年の年金大改正により20歳以上の全国民共通の基礎年金制度が導入されたが、年金記録については、従前通り各制度毎に別々に管理されおり、社会保険庁において番号の異なる記録をつなぐ術はなく、被保険者や受給者へのサービスに大きな支障をきたしていた。このため、各制度共通の基礎年金番号の導入が急務であると考えていました。

しかし、当時 [REDACTED] は基礎年金番号の導入に伴うプライバシー保護の問題や一部省庁の根強い反対論もあり、世論もそう積極的であるとはいえない状況がありました。

基礎年金番号に統合できない宙に浮いた年金記録が5,000万件もあるということは、まことに申し訳ないことながら新聞報道ではじめて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入については、早期導入が必要であると考え、反対意見の省庁とも粘り強く折衝を重ね、その同意を得るとともに、実施に際してはプライバシーの保護に最大限配慮しながら、5年程度かけて複数記録を有する者等について年金記録を整理していくという [REDACTED]

[REDACTED] また、その円滑な実施を図るために組織的対応が必要であると考え、業務センターに [REDACTED]

[REDACTED] としました。その後 [REDACTED] により社会保険庁を離れたため、[REDACTED] からの実施とその後の推移は承知していません。

現時点に立ってみれば、大量事務処理にはコンピュータ処理であっても必ず一定のミスが発生する可能性があるという前提に立って、本庁、業務センター、事務所が一体となって過誤を最小限に抑える方策を政策的、組織的にしっかりと採る必要があったのではないかと思いますが、当時はそういうシステムリスク管理の考え方なり思想がなく、また現場からの問題提起なり報告もない中で、必要な実情把握や対応が欠けていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでネットにて見つけたという複数を着実に検証

ただし、紙面とオンライン江戸子の実合せについては、回答範囲を見直す。又専外範囲はとくめる。

私、日々一人一人の自己責任の範囲を死守していく。各種の問題提起を行ひ必要な

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

既に、指摘せしむべき内容を把握して
報道等で承知。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

既に、それに取り組んでいる施策の推進。
粗めて累積的な連絡観念が発達したが、この
防止、回避について、まずは予想と対策を練り込んだ
が、既に予見、年度の分権を行なって、今
幹部は検討の段と検討が、ほんとうにこれ
でよいかなどと、研究。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 <input checked="" type="checkbox"/> a. 本庁部長級以上 <input checked="" type="checkbox"/> b. 本庁課長・室長・企画官級以上 <input type="checkbox"/> c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 <input type="checkbox"/> d. 地方社会保険事務局次長又は課長 <input type="checkbox"/> e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行年金記録問題が進められてることは報道により
承知している。
これを着実に進めていくにはどうと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長官次官 及び 医療保険部
に赴任したが、年金記録年に問題があるとは、まだく
身にはなっていなかった。近年報道により問題を知りだ
を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高齢化の進展に伴う増大する筆者を支えしていく必要が
あり、連絡された人負と手筋の中で社会保険局はよく協
力してますと想、ていた。(同時に行管庁の調査で国が先
機関の中に(後に筆者がやめたところ)と記載している)
(利用者へサービスして)

今回の問題はまさに驚いていたが、組織として既存
の勤務に疑惑でないがために、勤務破壊をしてしまったが
反省され、この苦い経験を今後につなげてはいかないと
大事だと思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、[REDACTED]在籍当時、年金記録に関する業務を所掌せず原則として個別事案に接する立場でなく、「世間一般に知られていない問題」は承知していません。ただし、ややうろ覚えですが、近畿地方の社会保険事務局内の一職員の家族に係る国民年金保険料納付記録が遡及訂正されたとの案件について[REDACTED]と記憶しており、その件のその後の公表の有無は承知していません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政権(大臣等の御指示)に従う立場であって、また、当該職務には現に就いていない個人として特段のアイディアがあるものではありません。なお、どのような手法を探るにせよ、過程における情報を発信し、アカウンタビリティを高めることは重要であり、これは現に行われていると認識しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に係る件は、運営部において対処する事柄と認識していました。5,000万件を巡る事柄の存在を認知したのは、[REDACTED]と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に関する対応は原則として運営部が担っていました。総務部として可能な助力はした積もりですが、結果的にそれは極めて限られたものにしかなりませんでした。過去における問題等については検証委員会報告書等において縷々述べられており、その内容には首肯できるところが多いと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思ふ事あります

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません (存じてありません)

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後 長期かけて生活していくこともあります。
~~老後の生活費を減らす方法~~。適切な貯蓄を立て
ません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の実態を正確に把握していないので、
適切な意見を申し上げ難い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業者に直接聞かれて手かげで
該認かれて。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	(退職者)
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題については工場在勤期間
その他で貯金を貯めている以外には何もない
ところも多分ない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決としては、まずは過去
年金の問題について所轄の回復措置とその後
措置を完了させてから、当社でもう少し検討
していく。年金記録問題の根本的な立
場は、立派の立派には全国民を対象として国民
一人一人に一元的な社会保障制度（年金制度）
を行はずの算り度を、政府に置いてきて実行
せんとするところであるが、そのためには導入
するには何をすべきかと考へてみる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金で会員としているところは、あるつか
ついては私の在籍から5年～7年位の
間にござり、個人情報を扱うやうな事で困る
ので、正確に責任あるお答えをちよことは
ござない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知りません。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当塊の世代の退職を直近にいたる、年金の
裁定・支給を迅速に行うため、個人の年金記
録を速やかに確定させる必要があると考
えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

60才到達前での限り早い時期に年金
に関する情報を提供すること、被保険者に
文書し、標準報酬額と客観的な記録を直接
通知することと等で検討してきました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に問題があることを知りません
でした。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題のある年金記録については、可能な限り関係資料によるもの補正に努め、記録が正くないことが認定できるかとの補正が困難な記録等については、立法措置等による解決を図る以外に解決策はないのではないか
と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に何問題のあることを知りません
でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に何問題があることを知りません
で、そのひ、その対応について考えるにはあり
ません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の取扱いに誇りを持たせ、志氣の高揚を
図つていかなければと思ひます。

就中、省後の異常な状況もあり、また、業務のモダナイゼー
合理化の際の問題もあり、全件巡回が大仕事があり、
優先度をつけどこか必要ではあるのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化には、私の選択肢のひとつがあり、承知していま
し。会員登録のパソコンへの未収録の件については、財政難な
記憶がある。
個人別の記録の併せての遅れがあれば、その都度文部省
したものと考へている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

申請の際、審査の際、審査の際までの資格の確認により
未収録をもとのと考えた。次の段階で、審査官、
審査全般構造についてももとのと考えた。
年金受給は、年純支給であるか、重複を含むことは
検定などによってもとのと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」 欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の問題。

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1回台帳が不鮮明であります。本人の申請での名前が無れ等、退職の事実確認に難航しております。

これは、現在実施されているようだ、社会保険庁における年金等の記録を、本人に理会し、確認作業をせよ道し手守り退職コードが基本となる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

勤務先を含むセキュリティ、謫歎の事例
(例では、生年月日の偽記載等)に於く、
同一人確認がでます。年金番号が複数
付与され子という問題。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各自に終生一事の基礎年金番号を
付与するように努力。
その後、基礎年金番号の下、各自の年金
記録を収集させた膨大な作業が
計画的に進むべきですが、これが、反省点で
あると思ります。

ご協力、ありがとうございました。